

## 第4章 警防計画

(趣旨)

この計画は、災害発生時において消防機関が迅速、かつ、的確な消防活動が実施できるよう、あらかじめ管内の地理、消防水利及び災害危険区域の状況を把握するため必要な調査について定める。

### 第1節 地理調査

(調査区分等)

第1 この調査は、消防活動に支障を及ぼすおそれのある地形等の状況を把握するため、次の区分により行うものとし、その調査区域等は消防署長が別に定めるものとする。

#### (1) 通常調査

定期的に次に掲げる事項を調査する。ただし新たに建造された道路、建築物若しくは施設又はこれらにかかる工事の届出があった場合には、その都度調査する。

ア 地形及び地物の状況

イ 道路及び橋の状況

ウ 建物の状況（位置、構造、延べ面積、棟数、階数）

エ 水防を要する河川、水路及び施設の状況

オ 地震時において予想される消防活動上の道路障害及び水利障害箇所

カ その他災害防ぎょ上特に注意を要する箇所

#### (2) 特別調査

特別な事情により、消防対策上障害となる地区が発生した場合に調査する。

2 調査結果については消防署長に報告するものとし、消防署長はそれに基づき消防職員に周知し、その他必要な措置をとる。

### 第2節 消防水利調査

(調査区分等)

第1 この調査は、消防活動に必要な水利を有効に確保するため次の区分により行うものとする。又、その調査区域等は、消防署長が別に定める。

#### (1) 通常調査

定期的に次に掲げる消防水利ごとに有効水量及び使用上の障害又は故障等の状況について調査する。

ア 消火栓

イ 防火水槽

ウ プール

エ 池

オ 河川及び用水路等

#### (2) 特別調査

特別な事情及び消防水利の確保に支障が予測される場合は、水利の有効性を調査するため、次の区分により行う。

ア 降雪、渇水、地震、凍結等消火活動に重大な支障のおそれがあるとき。

- イ 火災警報発令又は、これに準ずる気象状況のとき。
  - ウ 水道の断水のとき。
  - エ 消防水利の新設、移設、撤去その他特別な事情によりその実態を把握する必要があるとき
- 2 調査結果については、消防署長に報告するものとし、消防署長はそれに基づき消防職員、消防団員への周知及びその他必要な措置をとるものとする。
- 3 消防署には、消防水利台帳を備えて置くものとする。

### 第3節 災害危険区域調査

(災害危険区域等の指定)

第1 この調査は、次の区分により消防署長が別に定める査察専従班を編成し、災害発生に際し大規模災害に拡大するおそれのある区域、特殊建物及び危険物施設等を指定するために行うものとする。

(1) 火災危険区域の指定

- ア 住宅密集区域
- イ 無水利区域
- ウ 消防車両の進入が不可能な地域で消失面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えると予想される区域

(2) 重要水防箇所及び土地崩壊危険区域の指定

遠野市地域防災計画により指定されている区域

(3) 特殊建物の指定

- ア 木造、準耐火構造の建築物にあつては、1棟の延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの。
- イ 耐火構造の建築物にあつては、次による。

消防法施行令別表	調 査 基 準
第1項～第3項	階層3階以上で、かつ、1棟の延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
第4項・第5項	階層3階以上で、かつ、1棟の延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> をこえるもの
第6項イ	棟のベッド数が 200 床を超えるもの
第6項ロ・ハ・ニ	特別養護老人ホームの全て 他にあつては1棟の収容人員が 300 人を超えるもの
第7項～第11項	1棟の延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
第12項～第14項	1棟の延べ面積が 5,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
第15項	1棟の延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
第16項	1棟の延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
第16項の2～ 第20項	消防署長が必要と認めたもの

(4) 危険物施設の指定

地下タンク貯蔵所以外の危険物許可施設で、危険物の貯蔵又は取扱数量が、消防法別表に掲げる指定数量の 300 倍以上の施設とする。

(5) 高圧ガス製造事業所等の指定

- ア 高圧、液化、その他の方法で処理することのできるガスの容量が 1日 30 m<sup>3</sup>以上である施設

を使用し高圧ガス製造（容器充填を含む。）している施設

イ 1日の冷凍能力が20トン以上の施設を使用し冷凍のためのガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスを製造している施設

ウ 容器300 m<sup>3</sup>以上の高圧ガスを貯蔵している施設

(6) 放射性物質関係施設の指定

放射性物質を貯蔵し又は、取扱う施設で消防署長が必要と認めた施設

(7) その他消防署長が必要と認めるもの

2 調査結果については、消防署長に報告するものとし消防署長はそれに基づき消防職員、消防団員への周知その他必要な措置をとる。